相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市西成区南津守三丁目六番、最後の住所大阪府大阪市西成区南津守三丁目六番六号　被相続人　亡　内田　裕子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二十九日

大阪市北区西天満四丁目八番一七号宇治電ビルディング一一階　はばたき綜合法律事務所　相続財産管理人　坂川　雄一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府東大阪市横枕西二三番地、最後の住所大阪府東大阪市長田西三丁目一番三一―七〇三号　被相続人　亡　三村　一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二十九日

大阪市北区曽根崎二丁目六番六号コウヅキキャピタルウエスト一二階　相続財産管理人　弁護士　和氣　良浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市生野区林寺二丁目二〇番地、最後の住所大阪府大阪市生野区田島六丁目一二番三四―六〇四号　被相続人　亡　新保　良二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二十九日

大阪市北区中之島二―三―一八中之島フェスティバルタワー一九階　相続財産管理人　弁護士　玉越　久義

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市大正区三軒家東一丁目二〇番地、最後の住所大阪府東大阪市寿町一丁目九番三九号特別養護老人ホームイースタンビラ　被相続人　亡　岡田　種彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二十九日

大阪市中央区北浜二丁目一番五号平和不動産北浜ビル四階　相続財産管理人　弁護士　白井啓太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍中国、最後の住所兵庫県姫路市北条口三丁目三一番地一　被相続人　亡　林　哲男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二十九日

兵庫県姫路市安田三丁目一〇三番地の二　相続財産管理人　弁護士　川崎　志保

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県尼崎市杭瀬本町二丁目一三番地七、最後の住所兵庫県尼崎市神田中通四丁目八八番地　被相続人　亡　澤田　剛孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二十九日

事務所兵庫県西宮市甲風園一丁目八番一号ゆとり生活館ＡＭＩＳ五階　相続財産管理人　弁護士　足立友季世

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字井関七六五番地五、最後の住所和歌山県新宮市新宮二五三三番地　被相続人　亡　榎　英一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二十九日

和歌山県新宮市谷王子町四五六―一亀屋ビル三階紀南法律事務所　相続財産管理人　弁護士　網　康秀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県倉敷市真備町有井三四三番地三、最後の住所岡山県倉敷市真備町有井三四三番地三　被相続人　亡　安田　馨

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二十九日

事務所岡山県倉敷市幸町八番一九号　大橋司法書士事務所　相続財産管理人　司法書士　大橋　広明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高松市塩江町安原下第二号一五八〇番地一、最後の住所香川県さぬき市寒川町石田西二四一三番地　あかりの里　被相続人　亡　黒川美代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二十九日

事務所岡山市北区南方一丁目七番二一号ＳＵＭＩＫＡビル二階　みどり法律事務所　相続財産管理人　弁護士　立田　久義

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県因島市三庄町三三四九番地の三、最後の住所広島県因島市三庄町三四四九番地の一　被相続人　亡　**亟**本　庄一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月二十九日

主たる事務所広島県安芸郡府中町柳ヶ丘三七番一八号　相続財産管理人　司法書士法人水野合同事務所

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千六百八十二万七千五百円、資本準備金の額を一千六百八十二万七千五百円減少し、それぞれ一千万円、０円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

平成二十八年十一月二十九日

茨城県筑西市横塚三〇三番地　株式会社ナカヤデリフーズ　代表取締役　松本　能和

第７期決算公告　平成28年11月29日

茨城県筑西市横塚303番地

株式会社ナカヤデリフーズ

代表取締役　松本　能和

貸借対照表の要旨（平成28年２月29日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	35,926
	固定資産	56,316
	合計	92,242
負債及び純資産の部	流動負債	95,261
	負債合計	28,172
	株主資本	△31,191
	資本金	66,827
	資本剰余金	16,827
	資本準備金	16,827
	利益剰余金	△114,846
	その他利益剰余金	△114,846
	（うち当期純損失）	(15,433)
	純資産合計	92,242

第２期決算公告

平成28年11月29日

東京都中央区銀座一丁目16番７号銀座大栄ビル５階

テラディチ・ジャパン株式会社

代表取締役　福岡　武彦

貸借対照表の要旨（平成28年７月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	1,471,846
	合計	1,471,846
負債及び純資産の部	流動負債	7,244,137
	（賞与引当金）	(416,886)
	（有給休暇引当金）	(1,440,996)
	株主資本	△5,772,291
	資本金	1
	利益剰余金	△5,772,292
	その他利益剰余金	△5,772,292
	（うち当期純損失）	(3,241,038)
	合計	1,471,846